

理由

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定が国会において承認されたことを踏まえ、関税定率法の規定による特定用途免税貨物として同協定第十三条１の規定に該当する貨物を指定する等の必要があるからである。